（三重県紀宝町議会議員）　門脇　與
高橋　弘平　松本　竹夫
旭日単光章を授ける（各通）（二十一年十二月二十三日）
（新潟大学名誉教授）　金子　忠雄
瑞宝中綬章を授ける
（大阪市立大学名誉教授）　角野　昇八
乳井　鑛一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池内　三郎　大村　三男
坂田　昭　田仲　建藏
蒔田　悟　美野輪甲子雄
若林　久　葛城　昂
西本　健郎
宮田乃武衛
瑞宝双光章を授ける（各通）
青柳　定雄　梶原　吉郎
森　繁　森田　道士
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十一年十二月二十一日）　亀山　正伸
大谷　仁
瑞宝小綬章を授ける
阿部　均　井出踰僖吉
大石　藤吾　木村　井
高橋　孝三　竹内　功
長谷川勝三郎　樋原　久
持田　稔　吉野　正隆
瑞宝双光章を授ける（各通）
木下　武夫　塩田美知子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十一年十二月二十二日）　伊藤　孝一
城井　恒久
田中　邦夫
溝上　鶴夫
松本　廣
衣斐　九馬
多田井藤夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大石　義幸　金澤　尚武
佐竹　要　鈴木　信
辻　昭三　中澤　仁
瑞宝双光章を授ける（各通）
生駒　耕作　板村八十吉
（京都府警視）　境　三夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十一年十二月二十三日）　岡崎　正貴
小林　直樹
黒須　勉
高橋　久吾
西井　季男
門脇　與
松本　竹夫
金子　忠雄
角野　昇八
乳井　鑛一
葛城　昂
西本　健郎
宮田乃武衛
亀山　正伸
大谷　仁
伊藤　孝一
城井　恒久
田中　邦夫
溝上　鶴夫
松本　廣
衣斐　九馬
多田井藤夫
黒須　勉
高橋　久吾
西井　季男
岡崎　正貴
小林　直樹
夏目　一郎

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、1月二十二日午後六時四十九分御出門、国立能楽堂狂言の会を御鑑賞のため、国立能楽堂（渋谷区）へ行幸啓、同九時十六分還啓になった。

行啓

皇后陛下は、1月二十三日午後1時二十四分御出門、横浜みなとみらいホールにおいて開催された小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる～二〇一〇若い命を支えるコンサート～」を御鑑賞のため、神奈川県横浜市へ行啓、同五時二十五分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、1月二十六日インド国の共和国記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、1月二十六日オーストラリア国の国祭日につき、同月二十五日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十一年十月二十三日ザンビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十一年九月三十日キプロス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十八日御答信があった。

天皇陛下から平成二十一年十月二十三日オーストリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月五日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十一年十二月十七日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十二日御答電があった。

天皇陛下から平成二十一年十二月十七日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同月二十二日御答電があった。

天皇陛下から平成二十一年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月六日御答電があった。

官庁報告

国家試験

平成21年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第3条の規定に基づき平成21年10月8日及び9日に実施した平成21年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。

平成22年1月27日

経済産業大臣　直嶋　正行

1．航空機

101001　101002　101011　101016　101017
101024　101030　101035　101036　101038
101043　101048　101052　101054　101057
101059　101060　101061　101065　101066
101067　101068　101075　101077　101080
101081　101083　101084　101086　101087
101088　101094　101095　101100　101101
101102　101103　101105　101106　101107

2．航空機用原動機

102001　102008　102012　102014　102018
102020　102025　102028　102029　102031
102033　102034　102038　102039　102044
102045　102047　102053　102054　102061
102062　102063　102064　102067　102078
102082　102089　102090　102091　102097
102098　102100

3．航空機用プロペラ

103003　103007

4．回転翼

104012　104014　104015　104017　104019
104024

5．降着装置

105004　105022　105023

6．発電機

106002　106003　106005　106007　106009
106010　106014　106018　106019

7．空気調和装置用機器

107002　107009　107010　107011　107013

8．飛行指示制御装置

108009　108010　108012　108014　108016
108017　108019　108020　108025

9．統合表示装置

109004　109005　109010　109021

10．航法用電子計算機

110003　110005　110011　110037　110049
110050

11．レーザージャイロ装置

111001　111004

12．回転翼航空機用トランスミッション

112007

13．ガスタービン発動機制御装置

113003　113004　113005　113006　113007
113008　113009　113010　113012　113015
113016

合格者数　130名

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年1月二十七日

中国経済産業局長　長尾　正彦

一　件名　松江市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年二月二十三日　午後二時から

三　場所　島根県市町村振興センター小会議室（島根県松江市殿町八番地三）

四　事案の要旨

1　ガス料金の変更、原料費調整制度に係る指標の変更等

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び松江市ガス局（島根県松江市平成町百八十二番地四十二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した